

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 建築主事業務手当

第9条の6の次に次の1条を加える。

（建築主事業務手当）

第9条の7 建築主事業務手当は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第6項の規定により建築主事に任命された職員が同法その他の法令の規定に基づく建築主事の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき300円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。